

桑名市文化協会育成補助金交付運用規定

(趣 旨)

第1条 桑名市文化協会育成補助金交付要綱の運用に関する細部について規定する。

(補助金交付の応募及び受付期間)

第2条 当該年度 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までに実施する事業について、前年度 3 月 1 日より 3 月 31 日までに補助金交付申請書（第 1 号様式）により受け付ける。

(補助金交付申請の制限)

第3条 この補助金を受けた会員は、次年度および次々年度は補助金の申請はできない。

(交付対象経費)

第4条 交付対象経費は、別表 1 のとおりとし、当該年度の領収書のあるものに限る。

(補助金の決定及び額の確定)

第5条 補助金額の決定及び額の確定は理事会で行う。

2 補助金の決定にあたっては、申請数・申請団体の会員数・事業総額を考慮して決定する。

(その他)

第6条 その他執行上必要な事項の処理には、会長の承諾を得て事務局がある。

附則 1 この規定は平成 14 年 2 月 1 日より施行する。

附則 2 この規定は令和 2 年 2 月 4 日より施行する。

附則 3 この規定は令和 3 年 2 月 2 日より施行する。

附則 4 この規定は令和 6 年 9 月 10 日より施行する。

附則 5 この規定は令和 7 年 11 月 11 日より施行する。

別表1（第4条関係）

対象経費一覧表

項目	細目	内容
出演・音楽・文芸費※1	出演費	指揮料、演奏料、ソリスト料、合唱料、俳優等出演料
	展示費	展示品等借上料、展示補助
	音楽費	作曲料、編曲料、作詞料、副指揮料、楽器借料、楽譜借料、写譜料、楽譜製作料、調律料
	文芸費	演出料、監修料、振付料、舞台監督料、舞台美術・衣装等デザイン料、照明・音響プラン料、脚本料、台本料、訳詞料、著作権使用料、各種助手料、鑑定料
設営・舞台費	設営費	会場設営費、展示工作、撤去費
	舞台費	大道具費、小道具費、衣装費※2、照明費、音響費、効果費、舞台美術費
	会場費※3	会場使用料（楽屋を含む）、会場付帯設備使用料
	賃貸料	器具等借料
	運搬費	展示作品運搬費、道具運搬費、楽器運搬費
謝金・宣伝等費	謝金※1	編集・原稿謝金、会場整理・警備賃金・講師謝金
	通信費	事業PR、募集のための郵送費など（電話料は除く）
	宣伝費	広告宣伝費（新聞、雑誌、駅貼り等）、立看板費、入場券販売手数料
	印刷費	プログラム印刷費、図録印刷費、台本印刷費、入場券印刷費、チラシ・ポスター印刷費、資料印刷費、募集要領印刷費、コピー代
	記録費	録画費、録音費、写真費
	保険料	催事保険料、楽器搬送保険料（団体の構成メンバーにかかるものを除く）
	消耗品費	コピー用紙、プリンターインク、その他事務用品

※1 出演・音楽・文芸費及び謝金は、活動の構成上、その出演などが不可欠な場合で、外部に依頼した講師・指導者・出演者・司会者・執筆者、手伝者への謝礼のみとし、交通費・宿泊費・食糧費は含まない。主催者・共催者内部の日常的な講師・指導者・出演者・執筆者・手伝者は外部に含まない。

※2 衣装費は、当該事業にのみ必要な場合に限る。

※3 会場使用料は、本番とリハーサル1回分のみ。